

## ◆「むなかた・ふくつAEDステーション制度」がスタートします

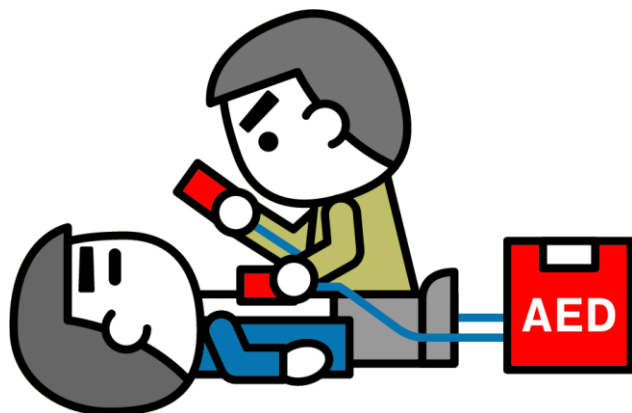
AEDの設置事業所は、公共施設や不特定多数の人が集まる施設に設置が急速に進み、救命の道が大きく広がってきました。

そこで、当消防本部では、市民の方が突然心臓が止まるような重篤な状態になった場合や、不慮の事故に遭遇したときに、近くにあるAED設置事業所のAEDを使用して電気ショックを行うことで、効率的な救命処置ができるよう「むなかた・ふくつAEDステーション制度」を開始し、心肺停止傷病者の救命率の向上及び安全・安心なまちづくりを目的として開始するものです。

なお、「むなかた・ふくつAEDステーション」のマップと施設一覧は今後、発行する当消防本部の広報紙やホームページで公開し、市民の皆さんの「いざ」という時に備えます。



〔この標章が目印です〕



〔市民の方によるAEDの使用〕